

鴨川市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第18号

鴨川市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程の一部を改正する訓令

鴨川市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程（平成17年鴨川市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

（4） 財政課長

第6条第2項第6号を削り、同条第6項中「市民福祉部市民生活課」を「市民生活課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。